香港で会社を設立するメリットとデメリット

会社の取締役の勤務地は利益の源泉に影響を与える可能性がある

会社の管理者および従業員が香港外で実際に活動を行っていることは、利益課税の領土原則を適用する可能性にプラスの影響を与えます。同時に、利益を生み出すための主要な行動は香港外で行われるべきです。

香港の決済システムが提供する銀行決済詳細の一例

マネーサービスオペレーター（MSO）またはストアードバリューファシリティオペレーター（SVFO）によって提供される銀行詳細とクラシックな銀行の詳細は異なりません。たとえば、フィンテックの一つで口座を開設した場合、会社の銀行詳細は次のようになります：

会社名: "Your Company Limited"

銀行口座番号: 7862872000001

銀行: DBS Bank (Hong Kong) Limited

SWIFT: DHBKHKHHXXX

銀行コード: 016

支店コード: 478

課税の地域源泉原則

利益の源泉は、以下の総合的な非網羅的要素に基づいて形成されます：

- 契約条件が物理的に交渉される領土
- これらの契約が署名される領土
- 香港会社のクライアントの管轄
- 香港会社の主要な従業員の実際の作業場所
- 物流ルートの領土および使用される港の管轄
- 商品の起源の領土または提供されるサービスとの関係
- 商品の保管場所の領土
- 注文が実行される領土

同社の中国本土からの利益

香港会社が中国本土から得た利益は、香港の源泉からの利益とは見なされません。中国本土と香港は、一国二制度の独自の行政地位がどのように機能するかを明確に示しています。

企業利益が香港源泉であると認められる条件（網羅的ではない）

利益の源泉が香港であると認識される理由：

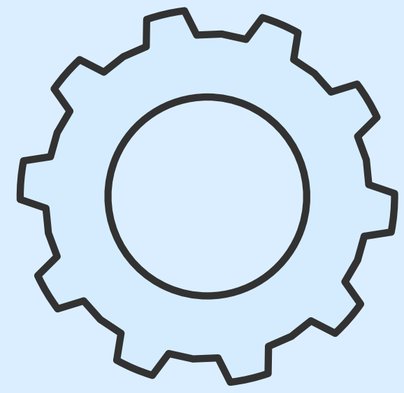

- 会社の取締役が香港で働いている
- 会社の営業部門が香港で働いている
- ほとんどのクライアントが香港の会社である
- 物流が香港を通過する
- 会社が香港で物理的なオフィスを借りている

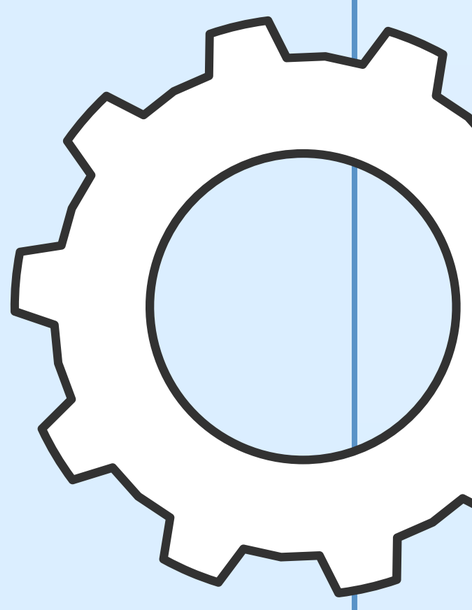

香港の会社を通じて広告アカウントを扱うメリット

Googleでコンテキスト広告を積極的に使用する場合、香港会社の名義でアカウントを作成し、広告費を支払う際に付加価値税が差し引かれないため、総広告予算の最大25%を節約できます（国の付加価値税のサイズに応じて）。

香港納税居住証明書

香港会社の公式な税務居住証明書は、会社の設立初日から香港税務局から取得でき、必要に応じて毎年取得できます。この証明書は、二重課税防止協定が締結されている特定の国に対して発行されます。また、証明書の発行条件は、会社が利益を上げていることです。

香港はアポスティーユ条約の締約国です。

アポスティーユ条約に加盟していない国の場合、その領土で発行された文書は、各国ごとに個別に領事合法化の完全な手続きを経る必要があります。実際には、アポスティーユ条約に加盟していない2つの国の銀行に文書を提出したい場合、それぞれの国の領事館で合法化手続きを経た2セットの文書を個別に準備する必要があります。

香港の会社が物理的なオフィスを借りる

香港で物理的なオフィスを借りる必要はありません。登録住所は会社設立時に提供され、その費用に含まれます。会社は不動産の高コストに関連する追加費用を負担しません。

CONTACTS

Vita Liberta Limited

Office room 77, 7/F, Woon Lee
Commercial Building, 7 Austin Ave,
Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177

legal@vitaliberta.com

www.vitaliberta.hk